平成２４年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市甲突町26番３号　天保山ハイツ203号
債務者　岡本　香菜
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市東佐多町2587番地
債務者　山下登代子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６号
宮城県柴田郡大河原町字袖谷地54番地３
債務者　平間　慎二
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県朝来市和田山町秋葉台１番地50、前住所大阪府大阪市東淀川区東中島４丁目11番３―803号
債務者　安田　信吾
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市出石町川原187番地
債務者　木戸岡芳枝
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
福岡県飯塚市枝国389番地18
債務者　白土　好和
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市岩崎263番地６　稲築新屋敷団地39号
債務者　松岡　忠彦
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６９号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1296番地
債務者　田尾　智幸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５４号
千葉県木更津市清見台１丁目12番５号
破産者　渡邉　廣子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第９号
滋賀県東近江市沖野四丁目８番４号、前住所滋賀県東近江市蒲生堂町328番地95
破産者　フジコンこと　藤村　久男
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０号
滋賀県東近江市沖野４丁目８番４号、前住所滋賀県東近江市蒲生堂町328番地95
破産者　藤村　早苗
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６３号
滋賀県高島市城山台１丁目４番地１　エルメス城山台壱番館102号
破産者　田口　淳二
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１８号
千葉県君津市東坂田３丁目２番13号　102
破産者　吉見　貴志
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５２０号
札幌市中央区南９条西11丁目２番17号　大野ハイツ３号
破産者　藤本えり子（旧姓水田）
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６２号
茨城県ひたちなか市大字高場527番地１
破産者　根本　光子
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８０号
茨城県東茨城郡茨城町大字下雨ケ谷477番地
破産者　小沼　　進
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４号
茨城県水戸市西原１丁目14番41号
破産者　蕎麦処将庵こと　荒井　祐一
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１７号
静岡県藤枝市前島３丁目１番39号　カーサビアンカ３―Ａ
破産者　三浦　　健
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部